

第2回 長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金専門部会議事要旨

1. 日 時：令和2年10月13日（火） 午後1時23分～午後3時17分

2. 場 所：長崎労働局 8階会議室

3. 出席状況：公益代表委員：2名、労働者代表委員：3名、使用者代表委員：3名

4. 議題

(1) 長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金の改正について

(2) その他（今後の審議日程について）

5. 議事要旨

(1) 長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金の改正について

①労働者側委員の意見

- ・コロナ禍による経済的な影響については、4～6月が厳しい時期であったと推測されるが、現在は回復傾向にある。
- ・電機産業は情報通信技術を活用したコロナ対策の社会貢献にも寄与しており、情報産業技術などを生かせる優秀な人材確保が必要であることから賃金改定を再度求める。
- ・電機連合の中小企業調査結果による賃上げ率に見合う引き上げが必要である。

②使用者側委員の意見

- ・電子産業全般では景気の良いところ悪いところの幅があるため、基盤の弱い経営者に対する配慮を重視して現状維持と考えている。
- ・企業の倒産・廃業が懸念される中、現実に経済の回復が確認できない限りは、最賃を上げていく考え方に同意できない。
- ・コロナ禍はリーマンショックを上回る経済ショックがあり、非常事態であるという観点で審議に臨んでいる。

労使双方の委員から以上のような主張がなされたが、金額の合意には至らず、継続審議となった。

(2) 今後の審議日程について

次回、第3回専門部会を10月22日（木）午前10時から労働局8階会議室にて開催することとした。